

公益財団法人日本体育協会 平成23年度理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案第1号 「加盟団体規程」の改定について（資料1のとおり）

議案第2号 「加盟団体の処分に関する内規」の制定について（資料2のとおり）

議案第3号 定款の改定について（資料3のとおり）

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 代表理事 会長 張 富士夫

3. 理事会の決議があったものとみなされた日 平成23年10月14日（金）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事 川口 三三夫

理事総数 28名

監事総数 2名

平成23年10月5日（水）、代表理事である会長 張 富士夫が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、平成23年10月14日（金）までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条（本会定款第37条）に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案（議案第1号、第2号及び第3号）を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条（本会評議員会規程第4条）に基づく評議員会の決議の省略の方法により評議員会へ当該提案を行うこととした。

加盟団体規程の改定案について

現行	修正案	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(加盟団体)</p> <p>第2条 本会定款(以下「定款」という。)第6条による加盟団体は、次の通りとする。</p> <p>1. 定款第6条第1号に定める団体(以下「加盟競技団体」という。)を別表1に定める。</p> <p>2. 定款第6条第2号に定める団体(以下「加盟都道府県体協等」という。)を別表2に定める。</p> <p>3. 定款第6条第3号に定める団体を別表3に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(加盟団体)</p> <p>第2条 本会定款(以下「定款」という。)第6条による加盟団体は、次の通りとする。</p> <p>1. 定款第6条第1号に定める団体(以下「加盟競技団体」という。)を別表1に定める。</p> <p>2. 定款第6条第2号に定める団体(以下「加盟都道府県体協等」という。)を別表2に定める。</p> <p>3. 定款第6条第3号に定める団体(以下「加盟関係スポーツ団体」という。)を別表3に定める。</p>	<p>・記載方法の整理のため修正</p>
<p style="text-align: center;">第2章 組織</p> <p>第7条 第2条第3項に定める加盟団体は、スポーツに関する事業を行う統轄団体として適当なる組織を有しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 組織</p> <p><u>(加盟関係スポーツ団体の組織)</u></p> <p>第7条 第2条第3項に定める加盟団体は、スポーツに関する事業を行う統轄団体として適当なる組織を有しなければならない。</p>	<p>・記載方法の整理のため修正</p>
<p style="text-align: center;">第5章 加盟及び脱退</p> <p>(脱退)</p> <p>第17条 定款第9条第1項により、加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 脱退願書</p> <p>(2) 脱退理由書</p>	<p style="text-align: center;">第5章 加盟及び脱退</p> <p>(脱退)</p> <p>第17条 定款第9条第1項により、加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 脱退願書</p> <p>(2) 脱退理由書</p> <p style="text-align: center;">第6章 処分</p> <p><u>(処分)</u></p> <p>第18条 <u>加盟団体が第5条、第6条又は第7条の資格を失ったとき、第11</u></p>	<p>・脱退と退会を含めた処分を区分して規定</p>

<p>して不相当と認められるときは、定款第9条第2項により、理事会及び評議員会の議決をもってこれを退会させることができる。</p>	<p><u>条から第14条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不相当と認められるときは次の処分を行うことができる。</u></p> <p>(1) 指導 (2) 勧告 (3) 資格停止 (4) 退会</p> <p><u>2. 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。</u></p>	
<p>(分担金等の精算)</p> <p>第18条 加盟団体が前条により脱退又は退会した場合、既に納付した分担金等は、理由の如何を問わず返還しない。また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた分担金等は、直ちに納付しなければならない。</p> <p>第19条 準加盟団体には、第16条第1項及び第17条並びに第18条の規定を準用する。 この場合において、これらの規定中「加盟団体」とあるのは「準加盟団体」と読み替えるものとする。</p> <p>2. 準加盟の承認を得た団体は、直ちに第14条第2項に規定する分担金を納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 その他</p> <p>(分担金等の精算)</p> <p>第19条 <u>加盟団体が第17条により脱退、又は第18条により退会した場合、既に納付した分担金等は、理由の如何を問わず返還しない。</u> また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた分担金等は、直ちに納付しなければならない。</p> <p>第20条 <u>準加盟団体には、第16条、第17条、第18条及び第19条の規定を準用する。</u> この場合において、これらの規定中「加盟団体」とあるのは「準加盟団体」と読み替えるものとする。</p> <p>2. 準加盟の承認を得た団体は、直ちに第14条第2項に規定する分担金を納付しなければならない。</p>	<p>・条項No.の整理のため修正</p>
	<p>附則 33</p> <p><u>1. この規則は、平成 23 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>・今回の修正により附則 33 を追加</p>

加盟団体の処分に関する内規（案）

第1章 総則

第1条（目的）

この内規は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）加盟団体規程第18条により、加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

第2条（適用範囲）

この内規は、本会加盟（準加盟を含む）の中央競技団体、都道府県体育協会等、関係スポーツ団体に対して適用する。

第2章 処分の手続き

第3条（処分の手続き）

対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、事務局により、当該団体に対し事実確認を行い、倫理委員会へ報告する。
- (2) 倫理委員会は事務局からの報告内容について審議し、処分案を理事会へ上程する。
- (3) 処分案の内、指導、勧告及び資格停止は理事会で決定することとし、退会については理事会での決議の後、評議員会へ上程する。
- (4) 倫理委員会での審議過程においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。

第4条（処分の決定）

本内規第5条に定める処分は、前条の手続きを経て以下のとおり決定する。

- (1) 指導及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定
- (2) 資格停止は、総理事の過半数の同意により決定
- (3) 退会は、総理事及び総評議員の過半数の同意により決定

第3章 処分の種類及び内容

第5条（処分の種類及び内容）

処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 指導

口頭または書面により、是正・改善を求める。

(2) 勧告

書面により、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。

(3) 資格停止

書面での通知を以って、一定期間、本会加盟団体規程に定める加盟団体としての権利・権限等を停止する。

なお、資格停止の具体的な内容は、以下のとおりとする。

<事業>

a. 本会各種事業への参画（国民体育大会、日本スポーツマスターズ、国際交流事業、公認スポーツ指導者養成事業、総合型地域スポーツクラブ育成事業等）

b. 本会名義の使用（主催、共催、後援等）

<役員・評議員>

c. 理事候補者及び評議員候補者の推薦

d. 当該団体推薦役員・評議員の理事会・評議員会への出席

<推薦>

e. 当該団体に関して、本会から他団体・機関等への各種推薦（栄典、銃砲所持等）

<契約>

f. 当該団体と締結する各種契約（事業委託契約等）

（４）退会

書面での通知を以って、当該団体を本会から退会させる。

２．処分後、当該団体における是正・改善状況を見極めた上で、処分の種類及び内容を協議、決定する。

第３章 上訴

第６条（上訴）

本会の決定した処分内容に対し、当該団体は日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第４章 その他

第７条（その他）

（１）処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この内規を適用することができる。

（２）この内規に定める事項以外については、別途倫理委員会で協議の上、理事会及び評議員会において決定する。

第８条（内規の改廃）

この内規の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附則

本内規は、平成 23 年 月 日より施行する。

定款の改定案について

現行	修正案	備考
<p style="text-align: center;">第3章 加盟団体</p> <p>(脱退)</p> <p>第9条 第6条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。</p> <p>2. この法人は、第6条の加盟団体が第6条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 加盟団体</p> <p>(脱退及び処分)</p> <p>第9条 第6条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。</p> <p>2. この法人は、第6条の加盟団体が第6条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、<u>理事会及び評議員会において、退会を含む処分を行うことができる。</u></p>	<p>・「退会」を修正し、新たに「処分」規定</p>
<p>(加盟及び脱退必要事項)</p> <p>第10条 前4条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。</p> <p>2. 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。</p>	<p>(加盟団体必要事項)</p> <p>第10条 前4条に規定するもののほか、<u>加盟団体について必要な事項は、</u>理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。</p> <p>2. 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">第4章 資産及び会計</p> <p>(基本財産)</p> <p>第11条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。</p> <p>2. 基本財産は、理事会において別に定め</p>	<p style="text-align: center;">第4章 資産及び会計</p> <p>(基本財産)</p> <p>第11条 <u>この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。</u></p> <p>2. <u>基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。</u></p> <p>3. <u>その他の財産は、基本財産以外の財産とする。</u></p> <p>4. 基本財産は、理事会において別に定め</p>	<p>・「別表第1」による財産内容の掲出を廃止</p>

<p>るところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</p>	<p>めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</p>									
<p>附則</p> <p>1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。</p> <p>6 平成 23 年●月●日一部改訂（第 9 条、第 10 条、第 11 条、附則 1）</p>	<p>・公益法人の設立の登記日を明記するため修正</p> <p>・今回の修正により附則 6 を追加</p>								
<p>別表第 1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 11 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="213 1368 705 1901"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>場所・物量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期預金</td> <td>三菱東京 UFJ 銀行 渋谷支店 100,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>普通預金</td> <td>みずほ銀行 渋谷支店 1,163,042 円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>東京急行電鉄(株)無担保社債他 計 9 銘柄 899,836,958 円</td> </tr> </tbody> </table>	財産種別	場所・物量等	定期預金	三菱東京 UFJ 銀行 渋谷支店 100,000,000 円	普通預金	みずほ銀行 渋谷支店 1,163,042 円	投資有価証券	東京急行電鉄(株)無担保社債他 計 9 銘柄 899,836,958 円	<p>別表第 1 削除</p>	<p>・第 11 条の修正により、「別表第 1」の掲出を廃止</p>
財産種別	場所・物量等									
定期預金	三菱東京 UFJ 銀行 渋谷支店 100,000,000 円									
普通預金	みずほ銀行 渋谷支店 1,163,042 円									
投資有価証券	東京急行電鉄(株)無担保社債他 計 9 銘柄 899,836,958 円									